

公 開 質 問 状

2013（平成25）年6月20日

長崎県知事 中 村 法 道 殿

「よみがえれ！有明海」訴訟弁護団

弁護団長 馬奈木 昭 雄

1 長崎県内の深刻な漁業被害の現状

近年、有明海では漁業種、漁業区域を問わず深刻な漁業被害が発生し、漁業者らは収入の激減のため極めて厳しい状況に追い込まれています。今年5月末には、熊本県でノリ養殖を行っていた漁業者が、不漁による収入減少によって借金を返済する目処が立たなくなったことを苦に自殺するという大変痛ましい事件が起きました。

このような事態は熊本県に限ったことではなく、長崎県内の有明海沿岸地域においては、より一層深刻な漁業被害が漁業者らを苦しめています。小長井、国見、瑞穂など、いずれの漁協においても、不漁による収入減のために漁協を脱退する漁業者が後を絶たず、漁業者らの間では「(漁業を) やめることが出来る人はまだいい方だ。借金が膨らみ過ぎてやめるにやめられずに追い詰められれば死ぬ他ない。」などという会話が当たり前のように交わされています。

現在発生し続けている漁業被害によって、長崎県内の漁業者らは、代々受け継がれてきた生業を捨て去って先の見えない余生を送るか、それとも自らの命を断って幕引きをするか、どちらかを選択しなければならないほどの瀬戸際に立たされています。

2 知事は公務員として確定判決を尊重しなければならない

2010年12月20日、福岡高裁は諫早湾干拓工事と有明海の漁業被害との因果関係を認めて、国に対して排水門を開放せよと命じ、国もこの判決を受け入れて同判

決は確定しました。

三権分立制度を採用している我が国では、紛争の解決については憲法 76 条以下の規定によって司法の判断に委ねられることになっており、行政を担当する公務員は確定した判決に従って行政を行わなければならないはずで

また、憲法 99 条ですべての公務員には憲法尊重擁護義務が課されており、憲法 76 条以下で定められた裁判所の手続きに則って確定された判決に従うことも、当然公務員の憲法尊重擁護義務に含まれます。

これまで貴殿は、私たちの質問に対して回答をすることすら拒絶し、何ら明確な根拠も示すことが出来ないまますでに確定した諫早湾潮受堤防排水門の開放に反対の意思を表明され、6 月 16 日に行われた開門阻止集会に参加し、開門断固阻止を訴えるなど、すでに確定した福岡高裁判決を無視ないしは軽視する態度を明確にされています。

これは、三権分立や公務員の憲法尊重擁護義務を定めた我が国の憲法に背く行為であることは明らかであり、地方行政を司る県知事の態度として決して許されるものではありません。

貴殿は、憲法尊重擁護義務を課されている公務員なのですから、直ちに、確定判決を尊重した行政を執り行うように改めるべきです。

3 知事は全体の奉仕者であり、一部の利益のみ擁護してはならない

1 で述べたとおり、長崎県内の漁業者らには現に深刻な漁業被害が発生し、長崎県民である漁業者らは生活を維持していくことが出来ないほどの窮状に追い詰められています。また、脱退者が相次ぐ中、各地の漁協も存亡の瀬戸際に立たされています。このような漁業者らの漁業被害は、現に発生している被害です。

貴殿は、開門阻止集会や新聞紙上において、「開門したら被害が生じる」などと述べて断固阻止を訴えています。

しかし、現に漁業者らに深刻な被害が発生している事実は無視ないし放置して、将来起きるかもしれない被害ばかりを主張することは明らかに不合理です。

憲法 15 条に定められているとおり、すべて公務員は全体の奉仕者であり、一部

の利益のために行政を執り行うことは許されません。

貴殿が、現に深刻な被害が生じている長崎県内の漁業者らのことは無視ないし放置して、一部の開門阻止派の利益ばかり擁護する姿勢は、全体の奉仕者であることを求める憲法 15 条に背く行為であることは明らかです。

今、全体の奉仕者として貴殿が行うべきことは、既に起きている漁業者らの被害救済と、開門阻止派も安心できるような準備工事を国に求めることを、調整する役目を果たすことです。

県民の一部である開門阻止派のためだけに行政を執り行うことは直ちに中止すべきです。

4 県民である漁業者らを救済することは知事の義務である

福岡高裁の開門判決の確定により、国が行った諫早湾干拓工事によって漁業者らに被害を生じさせていることは違法な侵害であることが明らかになりました。つまり、開門が実現されない限り、国は漁業者らに対する違法な侵害状態を日々続けているのです。

国の違法な侵害が続く限り、漁業者らの被害は継続・累積・拡大していきます。そして、今後も漁業者らの漁協からの脱退や夜逃げ・自殺などが続くおそれが極めて高くなります。有明海沿岸地域における漁業の衰退の影響は、漁業者らのみならず、水産加工業者、運送業者、船舶関連業者、観光業者など広範囲に及ぶおそれがあります。

住民の命と暮らしを守ることは自治体の首長の責任であることは明らかです。つまり、国の違法な侵害にさらされ続け、命と暮らしが危険な状況にさらされている長崎県内の漁業者らを守ることは、長崎県知事である貴殿の義務であることは明白です。

そうだとすれば、当然、長崎県知事である貴殿は、漁業者らの漁業被害を救済する対策を講じなければならないはずです。また、長崎県として、国（農林水産省）に対して早急な漁業被害対策事業を行うように強く働きかけなければならないはずです。

直ちに、長崎県知事として、長崎県内の有明海沿岸の漁業者らの被害対策を講じるとともに、国（農水省）に対して被害対策を講じるように要請するべきです。

これらの点について以下の質問事項に回答して下さい。

【質問事項】

- (1) 長崎県知事として、司法が行った確定判決を尊重する意思があるか。あるとすればどういう理由で判決に背く主張をするのか。また、ないとすればどういう理由で判決を尊重しないのか。
- (2) 全体の奉仕者である長崎県知事として、漁業者らの集会に参加する意思はあるか。ないとすれば、開門阻止派の集会のみに参加するのはどういう理由によるものか。
- (3) 長崎県知事として、県民である漁業者らの被害対策を講じる意思があるか。
- (4) 長崎県知事として、国（農水省）に対して、県民である漁業者らの被害対策を講じるように要請する意思があるか。
- (5) 上記（3）（4）の意思があるとすれば、いつまでに、具体的にどのような対策を講じるつもりか。

上記質問につきまして、平成 25 年 6 月 26 日午後 1 時 10 分に長崎県庁にご回答を伺いに参りますので、文書での回答をご準備下さいますようお願いいたします。

以 上